

専決処分について（立川市固定資産評価員の選任について）

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 号第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市固定資産評価員の選任について

令和 6 年 4 月 1 日

立川市長 酒 井 大 史

立川市固定資産評価員の選任について

立川市固定資産評価員として次の者を選任する。

氏 名	住 所	生 年 月 日
小 林 健 司	立川市西砂町 2 丁目 18 番地の 8	昭和 33 年 10 月 3 日

